平成２７年（再イ）第９７号
東京都八王子市元横山町３丁目12番14号豊コーポラス103号
再生債務者　神嵜　利夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月９日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（再イ）第１号
秋田県能代市落合字古釜谷地60番地１
再生債務者　小熊　一久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月９日　秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（再イ）第２号
山形県東根市大字羽入620番地６
再生債務者　植松　大嗣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月８日　山形地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第１８号
東京都立川市柏町１丁目36番地の24コーポ田中202号
再生債務者　関沢　良則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月９日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再イ）第２０４号
名古屋市緑区亀が洞２丁目503番地の２
再生債務者　大川　文士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１９５号
大阪市平野区加美北７丁目９番34号ネオエスポアール203号
再生債務者　金本こと　杉本　高明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第１０号
北海道上川郡鷹栖町北野東３条１丁目７番５―105号
再生債務者　本間　　毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月９日　旭川地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第１７号
仙台市宮城野区榴岡１丁目６番25―603号、従前の住所仙台市宮城野区榴岡３丁目８番28―705号
再生債務者　伊藤　博明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月９日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第１５９号
千葉県千葉市花見川区幕張町１丁目1328番地１
再生債務者　二場　祐司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第４６号
千葉県船橋市山手１丁目１番３―313号
再生債務者　河上　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年８月９日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第３８号
東京都板橋区宮本町３番１―104号（認可決定時の住所）東京都八王子市東浅川町18番地10東都ハイツ210号
再生債務者　新里　　憲
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年12月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年７月19日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第３１７号
東京都大田区西糀谷１―27―11　第２おますや荘101
再生債務者　大庭　雅博
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年８月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第６号
茨城県猿島郡境町大字長井戸108番地５
再生債務者　河野　武康
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年８月９日　水戸地方裁判所下妻支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第２３号
大阪府豊中市服部西町２丁目７番25―401号
再生債務者　富家　隆司
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年９月５日まで
4　一般異議申述期間　平成28年９月８日から平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第３号
岡山県倉敷市中庄1460番地23
再生債務者　神阪　大輔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月29日まで
平成28年８月８日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２８年（再ロ）第７号
埼玉県朝霞市本町２丁目３番25―304号
再生債務者　伊藤　雄二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年８月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月30日まで
平成28年８月９日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１０００３号
東京都日野市富士町１番地の31ビバヒルズ109
再生債務者　川原木善雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年８月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年８月30日まで
平成28年８月９日
東京地方裁判所立川支部民事第４部